

2010

7

No. 587

広報

ふた

～負けないぞ!～

6月12日と13日の両日、村内の各小・中学校で運動会が開催されました。各校では、父母などが見守る中、子供たちによる熱戦が繰り広げられ、目ごころの練習の成果が十分発揮された1日でした。

「釧路市との定住自立圏形成協定」について

鶴居村は釧路市との間で、「定住自立圏形成協定」に調印し、釧路市を中心市とした定住自立圏を形成することになりました。

今回は特集として「定住自立圏構想」とは何か、また、釧路市との定住自立圏形成に関する協定内容はどのようなものかを村民の皆様にお知らせ致します。

1. 「定住自立圏構想」とは

わが国は、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれています。今後は、三大都市圏(東京、名古屋、大阪)でも人口の減少が見込まれますが、特に地方圏では、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。

国では、このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人口の流れを創出するため、「定住自立圏構想」を推進しています。それは、一定の規模の市を「中心市」とし、「中心市」の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史及び文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担しながら、地域住民のいのちと暮らしを守るため、「中心市」と「周辺市町村」からなる圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するものです。

具体的には、一定の人口規模を持つ中心市宣言を行った1つの中心市と、その周辺にある1つの市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向け、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域マネジメント能力の強化」の3つの政策分野における「医療、福祉、教育、産業振興、交通インフラ整備」などの各項目で協定を結び、定住自立圏を形成するというものです。

なお、協定項目を達成するために「共生ビジョン」を策定し、各種事業を実施することになりますが、これら実施事業に対する国からの財政支援は、各事業の積み上げ方式により、中心市が上限4,000万円、周辺自治体が上限1,000万円、特別交付税が交付されます。

2. 鶴居村の状況

昨年12月11日に中心市宣言を行った釧路市が当地域における定住自立圏形成に関する「中心市」となりますが、鶴居村も釧路市を「中心市」とした定住自立圏形成のため、去る6月10日に開催された第2回鶴居村議会定例会に「釧路市と定住自立圏形成に関する協定の締結」について提案し、議会の議決を受けました。それを受け、6月23日には釧路市と「釧路市鶴居村定住自立圏形成協定」に調印し、本年12月までに「共生ビジョン」を策定することになりました。



定住自立圏のイメージ



釧路市との定住自立圏形成に関する協定は3つの政策分野から成り立っており、各政策における協定項目の主な内容は次のとおりです。

1. 生活機能の強化に係る政策分野(①医療、②福祉、③教育、④産業振興、⑤その他)

①医療の分野については、圏域内の広域救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努めることとしています。



●釧路市の役割としては「地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う」、「重症患者を安定的に受け入れるため、24時間体制での二次救急医療の確保を図る」、「重篤な救急患者に対応するため、三次救急医療機関である市立釧路総合病院の機能の充実を図る」です。

●鶴居村の役割としては「釧路市と協議の上、広域救急医療体制の維持に関して、必要な経費を負担する」、「地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及啓発を行う」です。

②福祉の分野については、保育所の広域入所に関する連携を行い、子育て家庭を支えるため、保育サービスの充実など子育て支援の取組みを進めることとしています。

●釧路市、鶴居村の役割は、ともに「保育サービスや保育環境の整備を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める」です。

③教育の分野については、圏域のスポーツ振興や住民の健康づくりを促進するため、スポーツ施設の相互利用を進め、利便性の向上や利用機会の拡大を図り、また、競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路市内、鶴居村内のスポーツ施設を活用した各種スポーツ大会等の誘致の取組みを進めることとしています。



●釧路市の役割としては「釧路市のスポーツ施設において、鶴居村民が釧路市民と同一の条件で利用できるようにするとともに、相互利用の住民周知に努め、釧路市、鶴居村の両スポーツ施設を一体的にPRするなど、各種大会やスポーツ合宿の誘致に努める」です。

●鶴居村の役割としては「鶴居運動広場及び鶴居村営野球場において、釧路市民が鶴居村民と同一の条件で利用できるようにするとともに、相互利用の住民周知に努め、釧路市が企画及び実施する両スポーツ施設の一体的なPRに参画し、各種大会やスポーツ合宿誘致の連携に努める」です。

④産業振興については、チーズなどの農畜産物をはじめとした地場産品の地域ブランド化の推進、地産地消の推進、海外市場も視野に入れた販路拡大により、地域を売り込む地場産品の普及促進に取組み、地域産業の振興を図り、また、広域観光については、釧路湿原をはじめとする豊かな自然環境や地域の新鮮な食の魅力を活かした広域観光への取組みや観光情報PRを連携して推進することとしています。

●釧路市の役割としては「関係業界が入った組織による地域ブランド化を推進する」、「ホームページによる情報発信や地元小売店などと連携したふれる機会の拡充など、地産地消の取組みを進める」、「地域内外での物産展や商談会の参加など、販路開拓への支援に努める」、「釧路根室圏産業技術振興センターを拠点とした、新たな技術開発や事業化に向けた取組みなどを推進する」、「釧路湿原(北斗エリア)、阿寒国立公園の自然環境を地域資源とした広域観光に取組む」、「釧路空港、JR釧路駅などの交通アクセスや宿泊機能を担う」、「市の観光施設やホームページにおいて鶴居村域の観光情報を取り扱う」です。

●鶴居村の役割としては「民間企業や関係団体と連携して地域ブランド化の推進と地場産品のPRに関する取組み及び支援を行う」、「釧路湿原(温根内エリアなど)の自然環境を地域資源とした広域観光に取組む」、「宿泊機能を担う」、「村の観光施設やホームページにおいて釧路市域の観光情報を取り扱う」です。

⑤その他については、し尿処理をはじめとする一般廃棄物の処理に関する事業や消費生活に関する被害防止、消費者意識向上のための連携、そして、希少な動植物を育む釧路湿原の保全活動や国の特別天然記念物タンチョウの保護を推進する内容になっています。

●釧路市の役割としては「し尿処理を新たな処理方法で進めるため、污水处理施設共同整備事業に取組む」、「釧路市消費生活センターの機能の充実を図るとともに、圏域内の消費者への啓発事業や消費生活に関する相談、情報提供に取組む」、「体験学習の実施など釧路湿原の保全活動に取組むとともに、地域の湿地に関する研究機能を担う釧路国際ウェットランドセンターの活動を推進する」、「タンチョ

ウの保護増殖のための専門的な機能を釧路市動物園、釧路市丹頂鶴自然公園及び阿寒国際ツルセンターが担う」です。

●鶴居村の役割としては「し尿処理について、釧路市と協議の上、関連する事業の実施に対し、必要な経費を負担する」、「消費者への啓発事業や情報提供に取組むとともに、釧路市消費生活センターの運営に関して、必要な経費を負担する」、「湿原保全活動のフィールドとなる温根内ビジターセンターなどの拠点施設における民間団体の活動支援など、湿地保全に係る各種事業に取組む」、「雪裡川流域などのタンチョウの生息域の環境保全活動や、給餌・監視活動による保護関連事業に取組む」です。

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（①道路等の交通インフラの整備、②地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、③地域内外の住民との交流・移住促進）

①道路等の交通インフラの整備については、交通の円滑化や物流の効率化を図るため、都市内の基幹道路や圏域の結びつきを強化する幹線道路などのネットワーク整備に向け連携して取組むこととしています。



●釧路市の役割としては「北海道横断自動車道(浦幌～釧路間)などの高規格幹線道路や道道釧路環状線をはじめとする都市内交通ネットワークの早期整備に向けた取組みを推進する」です。

●鶴居村の役割としては「北海道横断自動車道(浦幌～釧路間)などの高規格幹線道路の早期整備に向けた取組みを推進する」です。

②地域の生産者や消費者等の連携による地産地消については、圏域内の地場産品の消費を拡大するため、相互に連携し、地産地消を推進することとしています。



●釧路市の役割としては「地産地消に係るネットワークにより、圏域内の連携強化を推進する」、「観光等複合施設において、生産者との連携強化や地産地消の情報発信、地場産品販売の取組みを推進する」です。

●鶴居村の役割としては「鶴居運動広場などにおいて、生産者との連携強化や地産地消の情報発信、地場産品販売の取組みを推進する」です。

③地域内外の住民との交流・移住促進については、地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や、民間事業者と一体となった受入体制づくりなどの取組を推進することとしています。

●釧路市の役割としては「大都市圏でのプロモーションなど、移住や長期滞在に関するPR活動や情報発信を行う」、「不動産、宿泊事業者と連携した長期滞在者受入組織による取組みを進める」です。

●鶴居村の役割としては「移住・長期滞在者への自然や食、イベントなどの体験メニューに関するPRの実施や情報発信について連携して取組む」です。

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（①宣言中心市等における人材の育成、②圏域市町村の職員等の交流）

①宣言中心市等における人材の育成について、各種分野での地域力の向上を図るため、人材の確保や育成などに連携して取組むこととしています。



●釧路市の役割としては「専門家を招へいしたセミナーや講演会の開催、各種分野での専門知識や技術を持つ人材の登用や育成を進める」です。

●鶴居村の役割としては「釧路市の行う取組みに対し、協力や参加を行う」です。

②圏域内市町村の職員等の交流について、圏域マネジメント能力を強化するため、合同研修の開催による職員の能力向上や職員間の交流を進めることとしています。

●釧路市の役割としては「職員能力の向上に向けた集合研修などを行うに際し、鶴居村の職員の参加の機会を設ける」です。

●鶴居村の役割としては「職員能力の向上を図るため、釧路市の取組みを積極的に活用する」です。

以上の内容で、今年12月までに釧路市との定住自立圏形成に係る「共生ビジョン」を策定し、都市部である釧路市と周辺自治体である鶴居村とが各政策分野で相互の役割を担い、連携しながら、住民の皆様の生活環境の向上を図るためのむらづくりをより一層、推進していくこととしています。

村の話題

5/31 学校教育振興のため 株式会社佐々木建設から多額の寄付が寄せられる

このほど、株式会社佐々木建設（佐々木昇一代表取締役社長）から、村内各校の教育振興のため、村に対して100万円の寄付が寄せられました。

教育委員会を訪れた佐々木社長から、鶴居村校長会の加藤淑江会長（鶴居小学校校長）に対し、目録が手渡されましたが、佐々木社長の「村内の子供たちの教育活動のため有効に使って欲しい」との言葉に対し、加藤会長は「貴重なご寄付をいただき感謝しています。必ず有効に使わせていただきます」と述べました。



佐々木社長（右）から加藤会長へ目録が手渡されました

5/31 地域住民が一体となったタンチョウ保護のために 「タンチョウのえさづくりプロジェクト」開始

タンチョウとの共生を目指した各種事業を展開している、タンチョウコミュニティ（音成邦仁代表）が、今年も「タンチョウのえさづくりプロジェクト」をスタートさせました。

5月31日、下幌呂小学校の児童33名が、タンチョウコミュニティやボランティアの指導を受けながら、中幌呂下の協栄農場が所有する約300平方メートルの畑に約10センチ間隔でデントコーンの種をまきました。

昨年は、約320kgのデントコーンを収穫しましたが、参加した児童たちは、額に汗しながら「今年はずっと多くのデントコーンが収穫できるように」と願いを込めて作業を行いました。



一生懸命、デントコーンの種をまく児童たち

6/12・13 応援にも熱が入りました 村内の各学校で運動会が開催される

6月12日、13日の両日、村内の各学校の運動会が開催されました。

両日ともに天候に恵まれ、子どもたちは日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、父母や関係者の応援も相まって各会場では熱戦が繰り広げられました。

また、13日には本州在住鶴居会の皆さんが来村。幌呂小学校・中学校の合同運動会に参加し、村民との旧交を温めていました。



飴トールの競技で顔が真っ白（鶴居小学校）



幌呂小学校・中学校の運動会に参加された鶴居会の皆さん



紅白の大玉転がしがスタート！（幌呂小学校）



下幌呂では小学校と地域とが合同で運動会を行いました（玉入れ競技の様子）

役場からのお知らせ

鶴居村教育資金利子補給事業について

村では、進学時の借入資金に対する利子補給事業の希望者を取りまとめています。

応募資格等は次のとおりです。

◎応募資格

本村の住民基本台帳に登録されている方で、被扶養者の進学時（高校以上）において、引き続き1年以上居住している住民登録者です。

◎対象となる教育資金

日本政策金融公庫、釧路丹頂農業協同組合及び独立行政法人日本学生支援機構のいずれかの機関から借り受けた教育資金で、学生1人当たり200万円を限度とします。

対象資金の内容は、受験費用、入学金、在学期間中の授業料です。（但し、休学や留年等の期間の費用は除きます）

◎利子補給の内容

学生1人当たり200万円までの教育資金に係る利子について、借入利率が年利3.0%までを対象として、最高7年間を限度として利子補給を行います。

◎お申し込み期限

平成22年7月30日（金）

事情により期限に間に合わない場合はご相談ください。

◎お申し込み方法

教育委員会で配布する申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、お申し込みください。

【お問合せ先】

教育委員会管理課総務係

☎ 64-2050

鶴居村固定資産評価審査委員会委員の選任について

6月10日に開催された平成22年第2

回鶴居村議会定例会において、石脇征次郎氏と菱沼岩男氏が鶴居村固定資産評価審査委員会委員として選任されました。



石脇征次郎氏



菱沼岩男氏

春季村民ゴルフ大会の結果

5月30日開催の春季村民ゴルフ大会の結果を紹介いたします。（上位5名、お名前は敬称略）

優勝 丹所隆夫
準優勝 瀧澤義一

7月の行事予定

1日（木）

鶴居老人クラブ健康相談
9:15～ 鶴居老人寿の家
下幌呂老人クラブ健康相談
10:30～ 下幌呂老人寿の家

3日（土）

鶴居村情報通信基盤施設整備事業住民説明会
19:30～ 総合センター多目的ホール

8日（木）

『おひさま』（親の会）
10:00～ 役場2階和室

10日（土）

幌呂保育園運動会
9:30～ 幌呂保育園
フリーマーケット「ひろばのフリマ」
11:00～ 鶴居運動広場

11日（日）

キラコタンどんぐりの山づくり事業
9:00～ キラコタン村有地

13日（火）

子育て支援事業「あそびのひろば」
10:00～ ふるさと情報館

14日（水）

BCG、3種混合、麻しん・風しん、
2種混合予防接種
15:00～ 鶴居診療所

21日（水）

家族介護交流事業『もぐらの会』
10:00～ 総合センター和室

25日（日）

つるい市場
10:00～ 総合センター

28日（水）

子宮がん・乳がん検診
10:30～ 釧路がん検診センター

役場組織の紹介（パートⅠ）

第6回目は出納室です。

出納室は、各種納税、公営住宅などの使用料を収受する窓口で、村民の皆さんも一度は訪れたことがあると思います。

出納室には、出納係の1係があります。

【出納係の担当事務】

現金の収入保管並びに支払及びその記録、支出命令の審査、支出負担行為の確認、歳入歳出決算の調製、有価証券の出納保管、財産の記録及び管理、帳簿及び証書類の保管、その他収入及び支払に関することなど

【出納室職員の名】

会計管理者 伊藤 彰夫
出納室長 伊藤 会計管理者兼務
出納係長 伊藤 会計管理者兼務
出納係主事 吉田 麻美



出 納 室

児童扶養手当についてのお知らせ

●平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

1. 児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るための制度です。

2. 父子家庭の支給要件

下記の条件に当てはまる子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を養育している父に支給されます。

- ① 父母が離婚した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母から1年以上遺棄されている子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど)

※支給要件に該当するかについては、役場にご相談下さい。



3. 手当を受ける手続き

役場住民課窓口で認定請求(関係書類を添付)して、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、請求者や同居の扶養義務者(祖父母等)の前年の所得が一定額以上の場合は、手当の一部または全部が支給停止されることがあります。

なお、平成22年11月30日までに申請をいただくと、次の取扱いになります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方→8月分から支給
- ・平成22年8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方
→要件に該当した月の翌月分から支給されます。

11月30日を過ぎると申請の翌月分からの支給になりますので、早めに手続きをしてください。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

4. 手当の金額

子ども1人 月額41,720円(一部支給の場合、41,710円～9,850円)

子ども2人以上の加算月額 2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

5. その他

知事の認定を受けた場合は、毎年一度現況届を提出し、支給要件の審査を受ける必要があります。

児童扶養手当を受給するためには、市町村への申請が必要です。平成22年11月30日までに忘れずに支給手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)

その他の詳細については、役場住民課福祉係(☎64-2113)まで、お問合せください。

鶴居消防署からのお知らせ

●釧路北部消防事務組合・総合演習を実施しました

5月23日(日)、第36回釧路北部消防事務組合総合演習が標茶消防署訓練場などで行われました。消防職員と消防団員合わせて約240人、消防車両17台が参加し、春の火災多発期に消防活動の充実を図るため毎年、弟子屈町と標茶町、鶴居村の持ち回りで行われています。組合4団・3署・1支署が一同に会して消防演習を行い、住民の防火思想を高めると共に、実戦訓練を通じ消防職団員の火災戦闘技術の向上と士気高揚を図り、消防活動の充実強化を図るものです。この日は小雨が降る中、観閲式、分列行進、地震による火災を想定した模擬火災防御訓練を行いました。



標茶市街地を行進



訓練の様子

●「義務付けまで1年を切る！」住宅用火災警報器設置

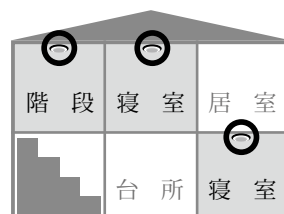
消防法の改正に伴う住宅用火災警報器の設置義務の期限(平成23年5月31日)まであと1年を切りました。昨年10月、鶴居消防署が村内での普及率調査を行ったところ、45.6%にとどまり、全道平均の58.5%、全国平均の52.0%を下回る結果となりました。

未設置の主な理由に「義務設置まで猶予がある」という考えが多いようです。警報器が鳴って火災を免れた例も多く、火災の早期発見と逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

設置場所→寝室の天井(または壁面)、2階にも寝室がある場合は、階段の天井(または壁面)

【お問合せ先】

鶴居消防署予防広報係 ☎64-2344



1・2F寝室と2F階段に設置
住宅用火災警報器の設置場所

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料と医療費通知について～

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

■平成22・23年度の保険料率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline \text{41,183 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(所得 - 33 万円) } \times \text{ 9.58\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料} \\ \hline \text{(100 円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

平成22年度の保険料額は、6月に個別にお知らせしています

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、鶴居村役場住民課担当窓口へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの ～ 本人の保険証、預金通帳とお届け印】

■保険料の軽減

◆均等割の軽減(年額)

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円以下かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	41,183円	4,100円
33万円以下	8.5割軽減	41,183円	6,177円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)以下 ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	41,183円	20,591円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)以下	2割軽減	41,183円	32,946円

(例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円
(年金収入)

—

120万円
(公的年金等控除額)

—

15万円※
(特別控除額)

=

33万円
(軽減判定の所得)

⇒

8.5 割
軽 減

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

◆所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9割軽減(年額4,100円)	所得割	かかりません
-----	----------------	-----	--------

■保険料の減免

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

詳しくは、鶴居村役場住民課後期高齢者医療制度担当(☎64-2113)へお問い合わせください。

■年間保険料額の例(年金収入のみの例)

・例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

◆単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	9割		4,100円
153万円	8.5割		6,100円
168万円	8.5割	5割	13,300円
180万円	2割	5割	45,800円
211万円		5割	68,900円
250万円			134,100円

◆夫婦2人世帯(2人とも加入者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	夫	9割		4,100円
	妻	9割		4,100円
153万円	夫	8.5割		6,100円
	妻	8.5割		6,100円
168万円	夫	8.5割	5割	13,300円
	妻	8.5割		6,100円
180万円	夫	5割	5割	33,500円
	妻	5割		20,500円
211万円	夫	2割	5割	60,700円
	妻	2割		32,900円
250万円	夫			134,100円
	妻			41,100円

■減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8月1日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用	
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
	老齢福祉年金を受給されている方

■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付しておりましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

★ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。

★すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所／〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話／011-290-5601

鶴居村役場住民課 後期高齢者医療制度担当

電話／64-2113

所得税の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく!

所得税の予定納税の納期は平成22年7月1日から8月2日までです。(土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください)

予定納税とは、前年分の所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度です。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

廃業や業況不振、災害などの理由により、予定納税の減額申請を行うことができますので、平成22年7月15日(木)までに、税務署に申請ください。

【お問合せ先】

釧路税務署

☎ 31-5100

自衛官の募集について

平成23年3・4月採用の「自衛官」の募集が平成22年8月1日から開始されます。併せて「各種学生」の募集も実施します。

◎自衛官候補生(男子)
18歳以上27歳未満の方
試験日 平成22年9月20日及び21日

◎自衛官候補生(女子)
18歳以上27歳未満の方
試験日 平成22年9月28日

◎一般曹候補生(男子・女子)
18歳以上27歳未満の方
試験日 平成22年9月18日

◎航空学生
高卒(見込含)21歳未満の方
試験日 平成22年9月23日

【お問合せ先】

鶴居村役場総務課

☎ 64-2111

自衛隊帯広地方協力本部
釧路出張所

☎ 22-1053

不正軽油防止強化月間について

7月は「不正軽油防止強化月間」です。

不正軽油とは、軽油引取税を脱税するために軽油に灯油

や重油を混和するなどした燃料油をいいます。

不正軽油の話を聞いた、給油するところを目撃したときは、「不正軽油ストップ110番」フリーアクセス0800180021110で、皆様からの情報提供をお待ちしています。

【お問合せ先】

釧路総合振興局地域政策部
課税課間税係

☎ 43-9165

北海道求職者総合支援センターについて

雇用失業情勢が厳しい中、離職を余儀なくされた方など、求職者の生活の安定及び再就職の促進を図るため、「北海道求職者総合支援センター」が開設されました。

例えば、「求職活動をしているが、生活費が苦しいので何か制度はないか」、「母が失業中で家賃を滞納。アパートを出て行かなくてはならない状況にあり、どうしたらいいか」、また、「無料等で資格を取得したい」など、失業に伴う生活相談、住宅相談及び職業訓練などの相談を受付けていますので、ぜひご相談下さい。

【ご相談先】

くしろ求職者総合支援センター
☎ 23-6644

国有林からのお願い

行楽シーズンを迎え、国有林を訪れる方も多くなってきました。

国有林内で、安全に楽しい時間を過ごしていただくため、次の内容についてご留意とご協力をお願いします。

(1) 動植物の保護にご協力ください。

(2) 樹木を損傷したり、林産物を窃取した場合は、法により罰せられます。

(3) 保安林内では、樹木の損傷、下草の採取等が禁止されています。

(4) 歩道、広場等の区域外への立ち入りはお控えください。

(5) 立入制限の表示がある区域には、絶対に立ち入らないでください。

(6) 休息などで、立ち止まる場合には、落下する枝がないか、落石の危険がないかなど、安全な場所であることとを十分に確認してください。

(7) 登山は、自己責任が原則です。天候や登山情報を確認し、十分な装備で登山計画を家庭、登山地域の都道府県警察本部地域課・警察署等に提出の上、入山してください。

(8) 悪天候のときは、入林をお控えください。

(9) ゴミの持帰りにご協力ください。

(10) タバコなどの火の始末にご協力ください。

【お問合せ先】

根釧西部森林管理署

☎ 41-7126

新規貸付の設備投資資金の金利を下げます

日本政策金融公庫では、政府のデフレ対策の一環で、新規で貸付ける設備資金の当初2年間の利率を0.5%下げます。

この資金は事業用の設備であれば使いみちの制限がなく、業種の制限もほとんどありません(但し、金融業、投機的事業等、一部の業種の方はご利用できません)

また、運転資金の最大0.5%引下げもありますので、ぜひご相談ください。

【ご相談先】

日本政策金融公庫釧路支店

☎ 43-3330

医療機関における適正受診のお願いについて

現在、全国的に休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、それが病院勤務医の負担が過重となる原因になっています。

また、休日や夜間は、医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関や薬局を受診される際には、次のことに留意しましょう。

- (1) 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- (2) 夜間や休日にお子さんの急な病気で心配になったら、

まず、小児救急電話相談（＃8000）の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師から、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスを受けられます。

- (3) かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- (4) 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけではなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配があります。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部健康安全局国保運営グループ
☎011-231-4111
(内線25-335)

思春期・青年期精神保健相談の実施について

釧路保健所では、摂食障害、リストカット、薬物乱用、発達障がい、ひきこもり及びうつなどの児童思春期・青年期におけるメンタルヘルスの諸問題で、不安や悩みを持つ方

やその親、関係者に対し、児童精神科医師による、医療をはじめ生活全般に係る助言や指導を行います。

7月以降の日程については次のとおりですので、お悩みやご心配ごとがある場合は、ぜひご相談ください。

- (1) 日時
平成22年8月26日(木)、10月22日(金)、11月5日(金)及び11月19日(金)の各日、午前9時から正午まで
- (2) 場所
釧路保健所
(釧路市花園町8番6号)

- (3) 相談料 無料
ご相談内容などのプライバシーは固く守られます。

また、お申込みは各相談日の1週間前までに電話にてお申込みください。

【お申込み先】

釧路保健所子ども・健康推進課主査(子育て支援・相談) ☎22-1233

NHK放送受信料の免除基準について

一昨年10月1日から、NHK放送受信料の免除基準が次の通り変更となっていますので、該当となる場合やご不明

な点がありましたら、お問い合わせください。

◎全額免除

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が村民税非課税の場合

(従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大し、生活状態の条件を「村民税非課税」に統一しています)

◎半額免除

「視覚・聴覚障害者」または「重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)」が世帯主の場合

(従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大しています。なお、視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません)

【お問合せ先】

NHK視聴者コールセンター
☎0120-151515
役場住民課福祉係
☎64-2113



全国安全週間について

全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、1928年(昭和3年)から実施しており、本年度83回を数えます。

今年度のスローガン

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

【お問合せ先】

釧路労働基準監督署
☎42-9711

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では、戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりした通貨や証券類を約87万件保管しています。

返還のご請求は、ご本人だけでなくご家族の方でも構いませんので、「もしかしたら我が家にも…」とお気付きの場合は、お問合せください。

【お問合せ先】

釧路税関支署統括監視官部門
☎22-3730

子どもの歯の健康を守りましょう

いつまでも自分の歯で食べ、豊かに暮らせるかどうかは乳幼児期の歯の状態が影響しているといわれています。80歳になっても20本自分の歯を保つこと(8020運動)を実現するために乳幼児期から歯を健康に保ち歯による生活習慣を身につけていきましょう。

鶴居村の子どもの歯の健康の様子



村では年に4回、1歳6ヶ月児と3歳児健診を行っています。その中で行っている歯科健診の結果、1人あたりのむし歯の本数は1歳6ヶ月児健診では0.13本(釧路保健所管内0.24本)、3歳児健診では2.90本(釧路保健所管内1.61本)であり、平成20年度の歯科検診結果では1歳6ヶ月児では釧路保健所管内のむし歯の本数を下回っているものの3歳児のむし歯の本数は釧路保健所管内より1.29本多い結果でした。(平成20年度歯科保健の概要より)

歯の衛生週間中の6月8日(火)にむし歯予防教室が開催され齊藤歯科衛生士から乳幼児のむし歯を予防するための講話がありましたので抜粋して掲載します。

★むし歯は感染症のひとつです。家族みんなでむし歯を予防しましょう。

むし歯はミュータンス菌などによる「むし歯菌」によってできます。「むし歯菌」は主な保育者から赤ちゃんにうつると言われていますので保護者や家族の方のむし歯も早く治療し、口の中を清潔にしておくことが大切です。

むし歯菌をうつさないために気をつけたいポイント

- スプーンや歯ブラシは共用しない
- 家族でむし歯のある人は早く治療する
- 家族全員でむし歯予防を心がける



おじいちゃん、おばあちゃんなど家族みんなにも心がけてもらいましょう。

★規則正しい生活リズムで健康な心と体と歯を育てましょう。

食事時間が不規則だったり、就寝時間が遅くなったり大人の都合で子どもの生活リズムを乱していませんか？生活リズムが乱れてしまうと、長い間食べ物が入っている状態が続く「だらだら食い」になりやすく、むし歯をつくる原因になります。

おやつを見直そう

- 食べる量だけ器にあけて食べすぎない
- おやつは時間と場所を決めて
- だらだらと食べさせない
- 飲み物はジュースではなくお茶に水



★楽しみながら歯みがきを習慣にしましょう。

仕上げみがきの時は大人の手についつい力が入ってしまいがちです。子どもが嫌がらない仕上げみがきは子どもの気をそらせたり、遊びを交えたりして楽しくするのがコツだそうです。子育て支援事業「あそびのひろば」でも毎回楽しく歯みがきをしています。歯みがきが嫌いで困っているお子さんがいたらぜひ「あそびのひろば」に来てみてください。歯みがきが楽しくなるきっかけになるかもしれません。

歯みがきのやり方

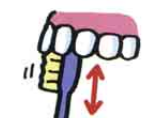
仕上げみがき ～力を入れすぎないように注意



- 1 保護者のひざの上に子どもの頭をのせる。歯ブラシはペンを持つようにする。子どもの歯をよく見て行う。



- 2 唇を指でそっと押し上げて前歯の外側を。歯ブラシは歯の幅くらい小刻みに動かす。



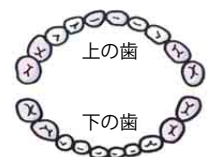
- 3 前歯の裏側は歯ブラシを縦にして汚れをかきだすように。



- 4 奥歯のかみ合わせだけでなく、外側、内側もみがく。

ここに注意

■むし歯になりやすい歯



■むし歯になりやすいところ

- ・かみ合わせ
- ・歯と歯の間
- ・歯と歯肉の境目

★歯科健診・フッ素サホライド塗布を受けましょう。

…………… 鶴居村での歯科健診・フッ素サホライド塗布の受け方 ……………

対象者／1歳6ヶ月～就学前までの幼児 実施回数／6ヶ月の間隔をあけて年2回受けられます。
場所／鶴居歯科診療所 (☎64-2905) 料金／無料
必要な物／母子健康手帳、健康保険証・乳幼児医療費受給者証(歯科健診の結果治療が必要になる場合がありますので、持参して下さい。)

※事前に鶴居歯科診療所に電話予約が必要です。





図書館ラクダがやってくる

子どもたちに本をとどける世界の活動

マグリート・ルアーズ 著
斉藤 規 訳

僻地に住む人々に本を届ける唯一の手段である移動図書館。図書館員やボランティアたちは、自転車や船だけでなく、ソウやロバ、列車や手押し車などを利用し、本を届けている。移動図書館の役割と読書の大切さを、受け手の笑顔と共に伝える写真絵本。

鶴居村ふるさと情報館

みなくる図書室だより

新刊案内

～お知らせ～

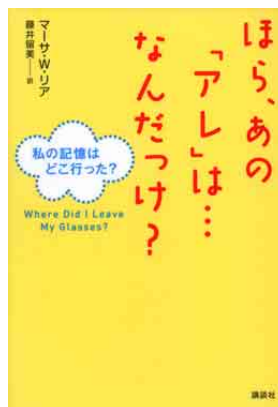
○7月の休館日は、7月27日(火曜日)です。



びんの悪魔

ロバート・ルイス・ステイブソン 著
よしだ みどり 訳
磯 良一 画

不老不死以外のどんなことでも叶えてくれる不思議なびん。欲のために、幸せのために、そして時には愛のために、ケアウエはそのびんを手に入れようとするが…。冒険小説「宝島」の作者による傑作物語。



ほら、あの「アレ」は…なんだっけ?

マーサ・W・リア 著
藤井 留美 訳

なぜ年をとるともの忘れがひどくなるのか。自分の記憶力にちょっぴり不安を抱える著者が、第一線の科学者・専門家18人にインタビュー。「病気でないもの忘れ」について、なぜ、いつ、どのようにして起こるのかを探る。心配性の健康人に贈る「もの忘れ」が怖くなくなる本。



荻原式デフレに負けない貯金術

荻原 博子 著

貯金のための基本的な情報と、誰にでもできる節約術を紹介。全てこなせば年間約300万円貯まる115の裏ワザを収録。すぐにできる節約術、不用品をお金に換えるカンタン副業術など、役立つ情報が満載。



いますぐ使えるキャンプ道具の便利帳

太田流快適キャンプテク58

太田 潤 監修

テント、タープ、シュラフ、マットからランタン、スモーカー、クーラーボックスまで、キャンプに必要な道具の「選び方・使いこなし術・メンテ法」を、連続写真でビジュアル解説。キャンプ道具準備メモなども収録。

みなくる図書室

- 開館時間
10:00~18:15
- 休館日
7月の休館日は、7月27日(火)です。
- 貸し出し
【本・雑誌・紙芝居】
2週間(1人5冊まで)
【CD・VTR】
1週間(CD3点、VTR2点まで)



命もいらず名もいらず 上(幕末篇)

山本 兼一 著

徳川慶喜の意向を受け、命がけで官軍を突破し、西郷隆盛と直談判。和議をまとめた、江戸無血開城への道をつくった最後のサムライ山岡鉄舟、その堂々の生涯。直木賞作家が満を持して放つ、渾身の超大作。下巻(明治篇)も図書室にあります。

みんなの掲示板



7月の自然観察会



タンチョウの繁殖地を守るために

今タンチョウたちは湿原で子育ての真っ最中です。春になるとタンチョウは湿原へ移動し、100ha以上という広いなわばりの中で、巣を作って卵を産みます。5～6月頃に卵がふ化すると、ひなは親について湿原を歩き回り、小魚やカエル、昆虫などを食べて成長します。湿原は、豊富な餌があり、見通しが良いのでひなを狙う他の動物の接近にすぐ気がつくことができます。また巣の材料になるヨシも生えていて、タンチョウにとって繁殖するのに適した環境です。

ところが近年、開発による湿原の減少や周辺丘陵地の森林伐採によって湿原に土砂が流れ込み、湿原が乾燥化する状態が急速に起きています。タンチョウが営巣している湿原のうち、国や北海道によって鳥獣保護区などに指定されている場所は全体の約半分で、残りの半分は法的には何の保護もない場所となっています。土地を開発しようと思えば、明日にでも湿原が無くなってもおかしくありません。私たちは、そうした場所を買い取りや協定を結ぶことによって、野鳥保護区として守っています。

鶴居村の温根内に、釧路湿原国立公園と湿原はつながっているものの、道路によって分断され国立公園外となっていた湿原がありました。そこでは3つがいのタンチョウが営巣し、子育てする場所として利用しています。そこで、1990年から2006年に、この場所に野鳥保護区を3ヶ所計56.5ha設置しました。



野鳥保護区の1つ「渡邊野鳥保護区温根内」

野鳥保護区を設置したからといってまだ安心はできません。1994年、野鳥保護区の中の1つ「早瀬野鳥保護区温根内」で、タンチョウの繁殖が確認されなくなりました。周辺丘陵地の伐採による土砂の流れ込みによって、ハンノキが生えやすい環境に変わってしまったことが原因でした。ハンノキ林はタンチョウの繁殖環境には適しません。元のヨシ原に戻すため、多くのボランティアの人々とともにハンノキを伐採しました。そのかいがあり、2002年から



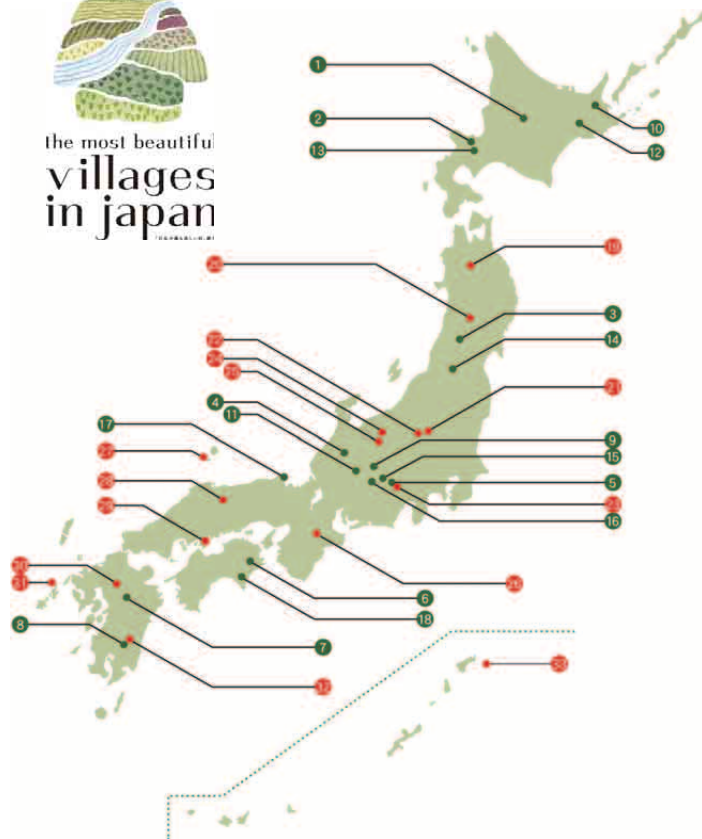
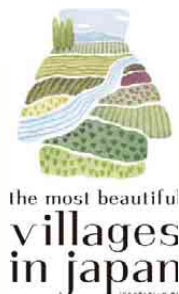
ハンノキ伐採作業の様子

は再び繁殖が確認されるようになりました。野鳥保護区の設置はゴールではなく、その後もタンチョウが繁殖できる環境が保たれているか監視し、管理作業をしていかなければならないのです。

今年、嬉しいニュースが届きました。釧路湿原国立公園が公園計画の点検を行い、温根内の野鳥保護区3ヶ所とその周辺の湿原が国立公園に指定されることになったのです。野鳥保護区の設置によって法的に保護される場所が増えることになり、これまでの活動が大きな形となって実を結んだ瞬間でした。

タンチョウが繁殖できる湿原は、すでに今いる個体で飽和状態と言われています。現在、国や行政、関係団体などによって湿原の再生事業や丘陵地での植林が行われていますが、一度壊れた自然を元に戻すのは時間も労力も非常にかかります。まずは、湿原をこれ以上減らさないようにしていくことが重要です。

「日本で最も美しい村」 連合加盟町村を ご紹介します！



※「赤丸」は、平成21年10月6日に新たに加盟した町村です。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 北海道 美瑛町[事務局] | 19 秋田県 小坂町 |
| 2 北海道 赤井川村 | 20 秋田県 東成瀬村 |
| 3 山形県 大蔵村 | 21 群馬県 昭和村 |
| 4 岐阜県 白川村 | 22 群馬県中之条町 伊参 |
| 5 長野県 大鹿村 | 23 山梨県 早川町 |
| 6 徳島県 上勝町 | 24 長野県 小川村 |
| 7 熊本県 南小国町 | 25 長野県 池田町 |
| 8 宮崎県 高原町 | 26 奈良県 曾爾村 |
| 9 長野県 木曽町開田高原 | 27 島根県 海士町 |
| 10 北海道 標津町 | 28 岡山県 新庄村 |
| 11 岐阜県下呂市 馬瀬 | 29 愛媛県 上島町 |
| 12 北海道 鶴居村 | 30 福岡県 星野村 |
| 13 北海道 京極町 | 31 長崎県 小値賀町 |
| 14 山形県 飯豊町 | 32 宮崎県 綾町 |
| 15 長野県 中川村 | 33 鹿児島県 喜界町 |
| 16 長野県 南木曽町 | |
| 17 京都府 伊根町 | |
| 18 高知県 馬路村 | |



②群馬県中之条町 伊参（いさま）

中之条町は、群馬県の北西部に位置し、新潟、長野両県に接する県境の町です。

中之条町伊参は、かつて伊参村として養蚕が盛んであった地区で、国指定の重要文化財である富沢家住宅は、江戸時代末期に建築された養蚕農家であり、現在、世界遺産の暫定リストに登録されています。

また、全国で唯一の重要無形文化財「お茶講」も体験できます。

お問合せ先 中之条町役場(TEL 0279-75-2111)

〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

<http://www.town.nakanojo.gunma.jp/>

編集後記

ゴールデンウィークは天候に恵まれ、最高気温が25℃近くにまでなりましたが、一転して5月中旬からは大変寒い日が続き、美幌峠では降雪による交通障害が起きました。

また、宮崎県で発生した「口蹄疫」が同県内で猛威をふるい、非常に多くの牛や豚が処分されるなど、暗い話題が多かったように思います。この北海道では絶対に発生しないよう祈るばかりですが、その影響で鶴居村観光協会が毎年7月末と8月16日にそれぞれ行っている「納涼まつり」と「ふるさと盆踊り仮装大会・花火大会」が中止となりました。

やむを得ない状況ですが、村民の皆様も楽しみにしていたと思いますので、大変残念です。

酪農家の皆様や畜産農家の皆様の心情を思うと、「口蹄疫」の一刻も早い終息が待たれます。(K)

ひとの動き

5月末
住民登録人口

■人口

総数 2,560 人

(前月比－4人)

昨年同期は2,565人で、対前年比較は－5人です。

男 1,275 人 (前月比＋1人)

女 1,285 人 (前月比－5人)

■世帯数

1,035 戸 (前月比－2戸)